

米国、外国法人留保所得の 一括課税適用に係る さらなるガイダンス公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2017年12月22日に可決された米国税制改正は、多くの規定が1月から法的効果を持ち始める一方、規定適用時には詳細に関する不明点が少なからず存在しています。今後、財務省、IRSがガイダンスを必要に応じて順次公表していく見込みですが、米国多国籍企業に大きなインパクトを持つ外国子会社の留保所得の一括課税に係るガイダンスの公表は優先順位が高く、IRSは早速この点に関して2017年12月29日にNotice 2018-07、そして2018年1月19日にはNotice 2018-13を発表し、今後の規則策定の指針を開示しています。2つのNoticeでカバーされている主たるポイントは、次の通りです。

- ▶ 留保所得額のうち、15.5%の税率対象となる現預金相当額の確定法詳細(特にネット売掛金の算定法)
- ▶ 対象外国法人の留保所得をプラス又はマイナスのいずれと取り扱うべきか、又は事実関係次第ではまれにどちらでもないという結果とすべきかの判断基準の明確化
- ▶ 株式に複数のクラスが存在する際のマイナス留保所得の各クラスへの配賦法
- ▶ 一括課税対象課税年度に対象外国法人が実際行う分配の取扱い
- ▶ Downward Attribution*により外国法人がCFC(Controlled Foreign Company)となる際の、CFCが稼得する宇宙・海洋所得の源泉地決定法の改訂
- ▶ Downward Attributionにより外国法人がCFCとなる際の、米国株主側の報告義務の緩和措置

今後も米国税制改正に関する最新情報を随時共有いたします。

*外国親会社が保有する外国法人株式をあたかも米国子会社が保有していると見なして米国で合算課税の対象となる外国法人の持分比率を判断する規定

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180125

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp